

国債市場特別参加者制度運営基本要領 新旧表

現 行	変更後
<p>第2 国債市場特別参加者の指定</p> <p>1 指定基準 (略)</p> <p>(2) 申請の日の直近2四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる4つの区分ごとの国債の発行総額(当該国債について入札の方法により発行した発行額の合計額とする。以下同じ。)の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額(当該国債の入札における落札額(第Ⅱ非価格競争入札及び第4・6の流動性供給入札による落札額を除く。))の合計額の占める割合が、それぞれ以下に定める割合以上となるよう落札していること。</p> <p>① 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)、利付国庫債券(20年) 及び利付国庫債券(変動・15年))については、1%</p> <p>第3 国債市場特別参加者の責任</p> <p>1 発行市場における応札責任及び落札責任 (略)</p> <p>(2) 落札責任 直近2四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる4つの区分ごとの国債の発行総額の合</p>	<p>第2 国債市場特別参加者の指定</p> <p>1 指定基準 (略)</p> <p>(2) 申請の日の直近2四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる4つの区分ごとの国債の発行総額(当該国債について入札の方法により発行した発行額の合計額とする。以下同じ。)の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額(当該国債の入札における落札額(第Ⅱ非価格競争入札及び第4・6の流動性供給入札による落札額を除く。))の合計額の占める割合が、それぞれ以下に定める割合以上となるよう落札していること。</p> <p>① 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年) 及び利付国庫債券(20年))については、1%</p> <p>第3 国債市場特別参加者の責任</p> <p>1 発行市場における応札責任及び落札責任 (略)</p> <p>(2) 落札責任 直近2四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる4つの区分ごとの国債の発行総額の合</p>

計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額の合計額の占める割合が、以下に定める割合以上となるよう落札すること。

- ① 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)、利付国庫債券(20年) ~~及び利付国庫債券(変動・15年)~~) については、1%

第5 国債市場特別参加者のモニタリング及び評価等

1 モニタリング及び評価

(略)

(2) 財務省は、原則として四半期ごとに、各特別参加者との間で個別に面談を行い、以下に掲げる事項等を通知する。

- ① 当該特別参加者の直近2四半期中における、第3に掲げる事項の遵守状況

~~② 当該特別参加者の、直近2四半期中に発行された以下に掲げる4つの区分ごとの国債の入札におけるそれぞれの応札額(応札額が、当該国債の発行予定額を超える場合には、当該国債の発行予定額に相当する額とする。)の合計額について、特別参加者間での順位~~

~~イ 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)、利付国庫債券(20年)及び利付国庫債券(変動・15年))~~

~~ロ 「長期国債」(利付国庫債券(10年)及び利付国庫債券(物価連動・10年))~~

~~ハ 「中期国債」(利付国庫債券(5年)及び利付国庫債券(2年))~~

計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額の合計額の占める割合が、以下に定める割合以上となるよう落札すること。

- ① 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年) ~~及び利付国庫債券(20年)~~) については、1%

第5 国債市場特別参加者のモニタリング及び評価等

1 モニタリング及び評価

(略)

(2) 財務省は、原則として四半期ごとに、各特別参加者との間で個別に面談を行うこと等により、以下に掲げる事項等を通知する (ただし、②ホについては年一回)。

- ① 当該特別参加者の直近2四半期中における、第3に掲げる事項の遵守状況

~~二 「短期国債」(国庫短期証券)~~

③ 当該特別参加者の、直近 2 四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債の落札総額のデュレーション換算値の合計値並びに以下に掲げる 4 つの区分ごとのそれぞれの落札総額の以下に掲げる区分ごとの合計額について、特別参加者間での順位

イ 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)、利付国庫債券(20年) ~~及び利付国庫債券(変動・15年)~~)

ロ 「長期国債」(利付国庫債券(10年)及び利付国庫債券(物価連動・10年))

ハ 「中期国債」(利付国庫債券(5年)及び利付国庫債券(2年))

ニ 「短期国債」(国庫短期証券)

(3) 財務省は、四半期ごとに、~~(2)②の応募額については、特別参加者のうち上位 5 社、(2)③の落札総額については、特別参加者のうち上位 10 社の商号又は名称及び順位を公表する。~~

② 当該特別参加者の、直近 2 四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債の落札総額のデュレーション換算値の合計値並びに 直近 2 四半期中(ただし、ホについては前年度中)に入札の方法により発行された以下に掲げる 5 つの区分ごとのそれぞれの落札総額の以下に掲げる区分ごとの合計額について、特別参加者間での順位

イ 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年) ~~及び利付国庫債券(20年)~~)

ロ 「長期国債」(利付国庫債券(10年)及び利付国庫債券(物価連動・10年))

ハ 「中期国債」(利付国庫債券(5年)及び利付国庫債券(2年))

ニ 「短期国債」(国庫短期証券)

ホ 「長期国債」(利付国庫債券(物価連動・10年))

(3) 財務省は、四半期ごとに、(2)②の落札総額について、特別参加者のうち上位 10 社の商号又は名称及び順位を公表する。

ただし、(2)②ホについては、年一回、特別参加者のうち上位 5 社の商号又は名称及び順位を公表する。